

## 松戸市コミュニティバス広告掲載要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、松戸市コミュニティバスを広告媒体とし、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

### (広告の種類)

第2条 広告媒体の広告の種類は、次のとおりとする。

- (1) 車内ポスター
- (2) 車内チラシ

### (広告の規格、掲載期間、掲載料、範囲及び位置)

第3条 広告の規格、掲載期間、掲載料及び範囲は別表1のとおりとする。

- 2 広告の掲載位置については、市長が決定するものとする。
- 3 掲載期間は12か月以内とし、掲載開始日及び終了日は、広告主と市長が協議の上、市長が定めるものとする。また、再掲載は妨げない。

### (広告制作費)

第4条 広告の制作費は、広告主が負担するものとする。

### (広告募集)

第5条 広告の募集は、広告枠を新規に設置したとき、又は広告枠に空きが生じたときに行うことができる。

- 2 市長は、募集を行うにあたって、広告主となり得る者に対して広告掲載募集の案内をすることができる。

### (広告の申込み)

第6条 広告を掲載しようとする者は、別表2に定める期日までに、松戸市コミュニティバス広告掲載申込書(第1号様式)により市長に申し込むものとする。

- 2 前項の規定による申込みは、バス路線ごとに行うものとする。
- 3 広告を掲載しようとする者又はその代表者、役員その他の当該団体に実質的に関与している者が松戸市暴力団排除条例(平成24年松戸市条例第2号)第2条第3号に規定する暴力団員等である場合は、広告の掲載を申し込むことはできない。

### (広告掲載の決定)

第7条 市長は、前条に規定する広告掲載の申込みがあったときは、広告掲載の可否を決定し、松戸市コミュニティバス広告掲載結果通知書(第2号様式)により申込者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する広告掲載の可否の決定を行うに際し疑義が生じたときは、次条に規定する審査機関の審査結果に基づいて決定するものとする。  
(審査機関)

第8条 広告掲載について、前条第2項に規定する審査を行うため、松戸市コミュニティバス広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の委員長は街づくり部長を、委員は行政経営課長、広報広聴課長、財産活用課長、商工振興課長、交通政策課長をもって充てる。
- 3 委員長は、前項で定める委員のほか、関連する課長を臨時の委員として加えることができる。
- 4 委員会の庶務は、交通政策課において処理する。

(会議)

第9条 委員会の会議は、広告内容等、広告の掲出に関して疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたとときに、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めたとときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(広告物の提出及び掲載料納付)

第10条 広告主は、別表2に定める期日までに、広告物の提出及び掲載料納付について滞りなく行うものとする。また、掲載料は原則、一括納付するものとする。

(広告掲載料の返還)

第11条 市長は、広告主の責に帰さない理由により広告の掲載を取り消したときは、納付済みの掲載料を当該広告主に返還する。ただし、当該掲載料には、利子を付さない。

- 2 前項の規定により返還する掲載料は、掲載を取り消した日以降の納付済額を、広告掲載承諾日数を基礎とした日割計算による額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。

(広告掲載の取消し)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときには、広告主に対し催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 期日までに広告物の提出がないとき。
- (2) 期日までに掲載料の納付がないとき。
- (3) その他広告の掲載が適切でないと市長が判断したとき。

(広告掲載の中止)

第13条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を中止できる。

2 広告主が前項の規定により広告の掲載を中止するときは、松戸市コミュニティバス広告掲載中止申出書（第3号様式）を市長に提出するものとする。

3 第1項の規定により広告の掲載を中止したときは、納付済の掲載料を返還しないものとする。

(広告中止の承諾)

第14条 市長は、前条に規定する広告掲載中止の申出があったときは、松戸市コミュニティバス広告掲載中止承諾書（第4号様式）により申出者に通知するものとする。

(広告主の責務)

第15条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 第三者から広告に関連する損害を被った旨の請求があった場合は、広告主の責任と負担において解決するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、松戸市広告掲載要綱（平成21年10月1日施行）その他関係法令に準じて執り行うものとする。

附 則

この要綱は、平成31年1月9日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

広告の種類	規格	掲載期間	掲載料	掲載範囲
車内ポスター	原則 B 3 横版	月単位	3,000 円 ／月	該当路線を運行する 全車両に各 1 枚。
		14 日以上 の日単位	150 円 ／日	
車内チラシ	原則 A 4	14 日間	2,000 円 ／14 日間	該当路線を運行する 全車両に各 100 枚。

別表 2 (第 6 条関係)

※基準日は広告掲載希望日

広告の種類	掲載期間	申込み日	広告物提出日	掲載料納付日
車内ポスター	月単位	3 週間前まで	1 週間前まで	1 週間前まで
	日単位			
車内チラシ	14 日間			

年 月 日

松戸市コミュニティバス広告掲載申込書

(宛先)

松戸市長

松戸市コミュニティバス広告掲載要綱第6条の規定により、下記のとおり申し込みます。

なお、広告掲載にあたっては松戸市コミュニティバス広告掲載要綱に従います。

(申込者) 住所又は所在地

氏名又は名称

代表者名

電話番号

印

記

1 広告名称

2 掲載期間 年 月 日から 年 月 日 までの間

3 掲載路線

4 掲載希望位置 (区画)

5 掲載料 円

6 広告内容 別添のとおり

第 号  
年 月 日

松戸市コミュニティバス広告掲載結果通知書

様

松戸市長

松戸市コミュニティバス広告掲載要綱第7条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 広告名称
- 2 掲載路線
- 3 掲載の可否 承諾・不承諾
- 4 掲載位置（区画）
- 5 掲載期間 年 月 日から 年 月 日までの間
- 6 掲載料 円
- 7 備考（不承諾の場合は、その理由）

年 月 日

松戸市コミュニティバス広告掲載中止申出書

(宛先)

松戸市長

松戸市コミュニティバス広告掲載中止を要綱第13条の規定により、下記のとおり申し出ます。

(申込者) 住所又は所在地

氏名又は名称

代表者名

電話番号

印

記

1 広告名称

2 掲載路線

3 掲載位置 (区画)

4 掲載中止希望日 年 月 日

5 掲載広告 別添のとおり

第 号  
年 月 日

松戸市コミュニティバス広告掲載中止承諾書

様

松戸市長

松戸市コミュニティバス広告掲載要綱第14条の規定により、下記のとおり  
通知します。

記

- 1 広告名称
- 2 掲載路線
- 3 掲載位置（区画）
- 4 掲載中止日 年 月 日